

**令和4年度介護保険  
地域密着型サービス事業者募集要項  
(再募集)**

令和4年10月  
出水市いきいき長寿課

## 1 募集の趣旨

出水市では、介護が必要になった高齢者が住み慣れた地域や環境の中で安心して暮らせるよう「出水市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第8期)」に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を推進しています。

本公募は、この計画に基づき、地域密着型サービス等の拠点を整備・運営する事業者の指定を公正かつ円滑に進めるために行なうものであり、令和4年度における施設整備について、指定に先立ち希望事業者を募り、事業候補者を選定しようとするものです。

## 2 募集する地域密着型サービスの種別等

事業種別	施設規模	日常生活圏域	募集数
小規模多機能型居宅介護 (介護予防を含む)	登録定員 29 人以下	大川内・東出水	1 施設
		米ノ津東・米ノ津・荘	1 施設

※ 日常生活圏域については、「出水市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第8期)」の20ページを参照ください。

## 3 応募に当たっての留意事項

### (1) 応募資格

応募事業者は、次のすべてを満たすことが必要です。

- ① 法人又は新たに法人を設立予定の者であること。(現時点において法人格を有していない場合は、工事完了までに法人格を有することを原則とします。)
- ② 介護保険法第78条の2第4項各号又は第115条の12第2項各号に規定する欠格事由に該当しないこと。
- ③ 法人の代表者若しくは役員又は管理予定者が、出水市暴力団排除条例第2条第2号に掲げる暴力団員に該当しないこと。
- ④ 当該法人及び代表者について、国税・県税・市税等の滞納がないこと。
- ⑤ 法人が運営している事業所に対し、県、市等の指導・監査が行われた場合は指摘事項を改善していること。
- ⑥ 人員基準上、代表者、管理者就任予定者等の研修の修了が必要である場合には、当該研修を修了していること。修了していない場合は、介護保険法上の事業所指定の申請時まで研修を修了することが確実であること。
- ⑦ 応募事業者(法人)が自ら指定を受けるものであること。

※ 整備については、整備予定地の土地所有者(オーナー)個人が運営法人に貸し付ける目的で整備する場合も対象とします。

### (2) 建設予定地、建物等

- ① 事業の持続性を確保するため、原則として事業以外の目的による抵当権その他の地域密着型サービス事業所としての利用を制限するおそれのある権利がない土地・建物であり、賃貸借契約による場合は、土地・建物ともに原則として20年以上の契約が必要になること。

- ② 文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地でないこと。
- ③ 農業振興地域の整備に関する法律に基づいて指定された農振農用地でないこと又はこの除外が見込めること。
- ④ 急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律に基づいて指定された急傾斜崩壊危険区域でないこと。
- ⑤ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づいて指定された土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域でないこと。
- ⑥ 都市計画法、建築基準法、消防法等の関連する法令等の基準を満たすものであること。

### (3) 関係法令等の遵守

介護保険の法令等をはじめ、他の法令等に定める手続きが必要かどうか事前によく確認するとともに、それらの関係法令等を遵守してください。

上記手続きが必要な場合は、各関係機関に事前相談を行い計画が指定基準等を満たしていることを確認してください。

市が決定した事業候補者については、施設整備の完了予定日の概ね1か月前を目途に、改めて指定申請を行っていただく必要がありますが、その際に、指定基準を満たさない場合には、指定を行わない場合があります。

#### ※ 介護保険の法令等

- ・介護保険法
- ・介護保険法施行規則
- ・出水市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・出水市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- ・出水市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例
- ・出水市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則

### (4) 地元の理解・協力等について

地域密着型サービス事業は、地域との連携・交流を図ることを前提としていることから、事業所整備に関して地元の理解や同意を得ることが不可欠と考えています。このため、地元説明会の実施と同意書の取得を義務とします。

なお、地元に対しては、「事業の開始は、出水市の事業者公募に応募し、選定されることが条件であるため、開設しない場合もある。」等の説明を行うなどにより、住民に誤解を与えないように注意すること。

対象は、次のとおりです。

- ① 事業予定地が属する自治会
- ② 事業予定地が最も近接する自治会

③ 事業予定地が接する土地の所有者及び居住者（隣接する土地に共同住宅がある場合は、住民全員の同意書が必要です。）

上記①から③に掲げる地元の方々については、応募前に説明会等を実施した上で提出してください。

また、説明会の結果（様式集参照）と同意書（様式集参照）は後日提出していただきますが、「地元の同意書」を事業候補者選定決定日から起算して6か月を経過するまでの期間内に提出できない場合は、選定を取り消します。

その他、本市の指導に従わない場合においても、選定を取り消す場合があります。

#### (5) 施設整備等に係る補助金

- ① 募集する事業の施設整備費用等について、鹿児島県の地域介護基盤整備事業費補助金の活用を予定しています。
- ② 市が選定した事業候補者のうち、補助金の活用を要望する事業者については、県補助金交付要綱に基づき、「出水市地域介護基盤整備事業費補助金交付要綱」に定める所定の手続きを行っていただく必要があります。
- ③ 補助金の交付を受けるにあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」のほか関係法令等の適用を受けます。処分制限期間を経過する前に事業の廃止、譲渡等の財産処分を行うことのないようにしてください。処分制限期間を経過する前に補助財産を処分する場合には、原則として補助金の返還が必要となります。
- ④ 補助金を活用して事業を行う場合は、その建設工事等の業者選定等に関しては、市の入札手続に準じて行うものとします。

#### ◆注意点

補助金については、鹿児島県において補助金交付決定がなされた場合にのみ交付が可能となり、現時点での交付が確約されるものではありません。交付が認められなかった場合は、自己資金等の資金確保により事業を開始していただきますので、当該補助金が交付されない場合も想定した計画にしてください。

補助金を活用する場合には、市の補助金交付決定前に工事請負事業者等との契約及び着工を行うことは認められていませんので注意してください。

なお、当該補助金の県交付要綱（令和3年度）に掲げられている補助額等は次のとおりですので、参考にしてください。（県交付要綱の改正により、金額に変更が生じる場合があります。）

事業種別	類型	施設等の整備	施設等の開設準備に要する経費の助成 (補助対象は運営事業者)
小規模多機能型 居宅介護	事業者型	33,600 千円／施設	836 千円／宿泊定員数
	オーナー型		

※ 上記金額を上限とし、実支出額と比較していずれか低い額が補助金額となります。

#### ◆オーナー型整備の概要

##### 1 交付条件

土地所有者（オーナー）が施設運営法人に有償で貸し付ける目的で施設を整備する場合も補助対象となりますが、この場合、次の条件を満たしていることが必要です。

- (1) 貸与を受ける不動産について、施設を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- (2) 賃借権は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- (3) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設運営事業者が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。
- (4) 建設工事等の業者選定等に関しては、市の入札手続に準じて行うこと。
- (5) その他、市が定める条件に従い、手続きを行うこと。

## 2 留意事項

- (1) 補助事業により取得した不動産については、処分制限期間を経過するまでは、原則として補助事業目的外の使用、譲渡、交換、貸付及び担保に供してはならないこと。
- (2) 処分制限期間内に事業者と建物の賃貸借契約を解除する場合は、オーナーの責任において事業を継承する法人を選定し、新たな賃貸借契約を締結すること。

## 4 応募方法等

### (1) 応募書類（様式集参照）

- ① 地域密着型サービス設立趣意・計画書
- ② 事業スケジュール【任意様式】（開設までの日程等）
- ③ 基本計画図面【任意様式】（所在地、事業規模、平面図等）
- ④ 開設予定地付近見取図及び写真
- ⑤ 定款、登記簿謄本、決算書及び直近3年間の監査、検査結果及び改善報告書
- ⑥ 納税証明書等

### (2) 提出部数

ファイルに綴じて項目ごとにインデックスをつけたものを正・副2部、提出願います。  
（副本はコピーで可。）

### (3) 応募受付期間及び締切日

**令和4年10月7日（金）から同11月18日（金）8時30分から17時15分まで**

（ただし、土・日曜日、祝日を除く。）

※ 郵送又はEメールによる応募は受け付けませんので、あらかじめ電話予約をして、御来庁ください。

### (4) 応募書類提出先

出水市役所保健福祉部いきいき長寿課介護保険係

〒899-0292 出水市緑町1番3号

電話 0996-63-2111(内線1231) F A X 0996-62-7767

Eメール chojyu\_c@city.izumi.kagoshima.jp

(5) 本募集要項等に関する質疑応答

本募集要項等に関して質問がある場合には、11月11日（金）17時15分までに、別紙「質問票」により、郵便、FAX又はEメールで送付してください。

(6) その他の留意事項

- ① 複数の計画の提案を行うことは可能としますが、すべて整備・運営可能な範囲で応募すること。なお、複数の計画の提案を行った場合、すべて同時に選定されるとは限らないので留意すること。
- ② 応募期間終了後は、法人の都合による計画の変更は認めません。
- ③ 本市が必要と判断した場合には、書類の追加・補正を求めることがあります。
- ④ 事業候補者の決定後、事業開始前には指定申請書を提出していただくことになりま  
すので御了承ください。
- ⑤ 法人の役員等は、複数の法人で重複することはできません。
- ⑥ 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- ⑦ 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。

## 7 選定基準

選定基準の項目	
設置主体の評価	1 趣旨、理念 法人の運営及び施設設立に対して明確な趣旨及び理念を持っていること。
	2 経営状況 法人は、当該事業をはじめ高齢者保健福祉事業等において十分な事業実績を有すること。 ただし、新規に介護保険事業を開始しようとする場合は、介護保険サービス提供に対する熱意、高齢者の権利擁護に対する理解などを考慮し、同等のサービスが提供されると見込まれるときは対象とします。
	3 監査及び指導状況 法人は、高齢者保健福祉事業等の運営に係る関係行政庁の監査及び指導の状況からみて、本事業の設置主体として問題ないと認められるか、新規に開始しようとする法人の場合は、運営のノウハウを確保できること。
	4 法人代表者の経験及び適格性 代表者及び代表予定者は、当該介護保険事業者指定基準等に適合するものであり、当該事業を運営するに当たり十分な知識及び経験等を有するものであること。
	5 管理者の経験及び適任性 管理者及び管理予定者は、当該介護保険事業者指定基準等に適合するものであり、当該事業を運営するに当たり十分な知識及び経験等を有するものであること。
	6 職員等の研修の実施 認知症介護に関する研修及び管理者研修会等を受講し、又は受講を予定していること。
事業計画の評価	1 事業運営の基本的考え方 事業運営の考え方や事業計画は、具体性があり、地域密着型サービスの理念を具現化したものであること。
	2 建設及び運営資金の確保状況 事業所の建設及び運営に必要な資金については、その調達方法など資金計画が確実であること。また、借入金がある場合は、償還が確実に履行される見通しがたっていること。事業開始後、安定した経営が見込まれること。
	3 事業用地及び建物の確保 事業用地及び建物の確保（所有し、又は賃借していることをいう。以下同じ。）が確実に見込まれるものであり、用地及び建物の確保が未確定及び関係機関との未調整により、事業執行に支障の生じる恐れがないこと。
	4 事業用地の立地条件 事業用地は、施設利用者の観点から環境、防災、交通利便性等を考慮できること。また、当該施設を運営する観点から適切な面積・形状であること。
	5 近隣対応 隣接住民、自治会等に対し、事業所開設に係る地元との必要な調整を図り、地域住民及び他の地域資源との連携を確保できる見通しがたっていること。
	6 施設内容及び整備方針 建物は、当該介護保険事業者指定基準上の各設備基準を満たし、安全で快適な空間づくりに配慮した仕様とすること。
※ その他事業運営等に関する評価	

## 8 事業候補者の審査・選定方法等

### (1) 審査方法

審査方法は、書類審査、ヒアリング等により行います。

### (2) 選定方法

- ① 事業候補者の選定は、出水市介護保険運営協議会（出水市地域密着型サービス運営委員会）からの意見を参考に、市長が決定します。
- ② 審査の結果、事業候補者なしとする場合があります。
- ③ 事業候補者の応募がない場合、及び事業候補者が決定しなかった場合、又は保険者の判断により、再度募集を行う場合があります。

### (3) 選定結果の通知

選定の結果は、全ての応募者に対して通知します。

### (4) 選定結果の公表

選定結果に関する以下の事項を公表します。

- ① 募集を行った日常生活圏域名およびサービスの種類
- ② 事業候補者の名称、所在地及び代表者名
- ③ 事業所の開設予定地
- ④ 募集期間
- ⑤ 応募事業者数

## 9 指定に関して

選定の結果、事業候補者に選定されても、指定が確定されたものではありません。

**施設整備完了後の事業所開設前に指定申請書の提出が必要であり、指定事務に係る審査において「指定基準・運営基準等に該当しない」「建築基準法・消防法等を遵守していない」など、各種法令に遵守した事業計画となっていない場合は指定を行いません。**

なお、選定された事業候補者の提出した書類に虚偽の記載をしていることが発覚した場合は、選定を無効とする場合があります。

### 【お問合せ・連絡先】

出水市役所保健福祉部いきいき長寿課介護保険係

〒899-0292 出水市緑町1番3号

電話 0996-63-2111(内線 1231)

FAX 0996-62-7767

Eメール chojyu\_c@city.izumi.kagoshima.jp